

経営管理権集積計画

1 個別事項

整 理 番 号	集 47	経営管理権の設定を受ける 市町村(乙)			(名称) 鹿角市長 児玉 一			(所在地) 秋田県鹿角市花輪字荒田4番地1								
		経営管理権を設定する 森林の森林所有者(甲)			(氏名又は名称)			(住所又は所在地)								
乙が経営管理権の設定を受ける森林(A)											経営管理権 の初期	経営管理権 の存続期間 (終期)(B)	経営管理権に基づいて 行われる経営管理の内容 (C)	木材の販売による収益から伐 採等に要する経費を控除し てなお利益がある場合にお いて甲に支払われるべ金銭 (D)の額の算定方法	乙が甲にDを 支払うべき時 期、相手方及 び方法	備考
番号	所 在	地番	林班	小班	枝班	地目	面積 ha	現況 樹種	現況 林齢							
1	八幡平字下葛岡	35-36	103	307		原野	0.0816	スギ*	64	2021.4.1	20年 (2041.3.31)	別紙1参照	別紙2参照	別紙3参照		
2	八幡平字飛鳥平	84-69	105	417		山林	0.2555	スギ*	44	同上	同上	同上	同上	同上		
3	八幡平字飛鳥平	84-123	105	418		山林	0.0302	スギ*	45	同上	同上	同上	同上	同上		
4	八幡平字大搦	48	105	549		山林	0.0989	スギ*	37	同上	同上	同上	同上	同上		
乙が経営管理権の設定を受ける森林(A)										経営管理権を設定する森林の甲以外の権原者(E)				備考		
番号	所在	地番	林班	小班	枝番	地目	面積 ha	現況 樹種	現況 林齢	住所又は所在地	氏名 又は名称	権原の種類	同意印			
1	八幡平字下葛岡	35-36	103	307		原野	0.0816	スギ*	64							
2	八幡平字飛鳥平	84-69	105	417		山林	0.2555	スギ*	44							
3	八幡平字飛鳥平	84-123	105	418		山林	0.0302	スギ*	45							
4	八幡平字大搦	48	105	549		山林	0.0989	スギ*	37							
この計画に同意する。										住 所(同上)						
権利の設定を受ける市町村(乙)										氏 名 鹿角市長 児玉 一 印						
権利の設定する森林の森林所有者(甲)										住 所 氏 名						

- (記載注意) (1) この個別事項は、経営管理権を設定する者が異なる場合には、別葉とすること。
- (2) 共有者不明森林又は所有者不明森林に係る特例により定める場合は、特例手続により定めた旨が分かる書類を添付すること。また、森林所有者が変更となった場合は、新たな森林所有者と元の森林所有者の氏名、住所が記載された書類を添付すること。
- (3)(A) 欄の「面積」は林地台帳に記載された地番ごとの面積を記載することとし、林地台帳に記載された面積が著しく事実と相違する場合には、実測面積を()書きで下段に2段書きにする。なお、当該経営管理権集積計画の対象森林の場所を示す図面を添付することとし、1筆の一部について経営管理権が設定される場合には当該部分を特定することのできる図面を添付するとともに、備考欄にその旨を記載すること。
- (4)(A) 欄の「現況樹種」及び「現況林齢」は森林簿に記載された内容を記載することとし、森林簿と異なる場合は()書きで下段に2段書きにすること。
- (5)(B) 欄は、「〇年」又は「〇〇年〇〇月〇〇日まで」と記載すること。

2 共通事項

この経営管理権集積計画の定めるところにより設定される経営管理権及び経営管理受益権は、1の個別事項に定めるもののほか、次に定めるところによる。

(1) 経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容

乙は、1の個別事項に記載された森林(以下「当該森林」という。)の経営管理のため、1の個別事項に定めるところにより立木の伐採及び木材の販売、造林並びに保育(以下「伐採等」という。)を実施し、木材の販売による収益(以下「販売収益」という。)を収受するとともに、販売収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合にその一部を甲に支払う事業を実施すること

(2) 受託者の義務

- ① 経営管理実施権配分計画が定められない場合には、乙は、自己の財産に対するのと同じの注意義務をもって経営管理を行う義務を負う。
- ② 経営管理実施権配分計画が定められる場合には、経営管理実施権配分計画により経営管理実施権の設定を受ける者(以下「経営管理実施権者」という。)は甲に善管注意義務を負い、甲は、当該経営管理実施権配分計画の定める事項について、経営管理実施権者に対して義務の履行を求めることができる。また、乙はこの経営管理権集積計画及び当該経営管理実施権配分計画に規定された報告徴収の権限の範囲内において、経営管理実施権者に対する監督責任のみを負う。

(3) 経営管理権の対象とする森林

当該森林にある立木竹は、甲に帰属する。

(4) 経営管理権及び経営管理受益権の設定

この経営管理権集積計画の公告により、乙に経営管理権が、甲に経営管理受益権(金銭の支払を受ける権利)が、それぞれ設定される。

乙に設定された経営管理権は、この公告の後において当該森林の森林所有者となった者(国その他の森林経営管理法施行規則に定められた者を除く。)に対しても、その効力があるものとする。

(5) 租税公課の負担

甲は、経営管理権の目的物に対する固定資産税その他の租税を負担する。

(6) 経営管理権の設定等の条件

- ① 乙は、甲が次のいずれかに該当する場合には、この経営管理権集積計画のうち当該森林に係る部分を取り消すことができる。
 - ア 甲が偽りその他不正な手段により乙に経営管理権集積計画を定めさせたことが判明した場合
 - イ 甲が当該森林に係る権原を有しなくなった場合
- ② 乙は、災害その他の事由により当該森林において(1)に掲げる事項を実施することが著しく困難となったときは、この経営管理権集積計画のうち当該森林に係る部分を取り消すことができる。

[illegible]

別添2 木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき金銭(D)の額の算定方法

[illegible]

別添3 甲にDを支払うべき時期、相手方及び方法

(経営管理実施権が設定される場合)

<時期>

- 経営管理実施権者から甲に対する木材の販売による収益から伐採等による経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき(D)の支払いについては、伐採後、木材の販売収入額が確定後速やかに行うものとする。

<相手方及び方法>

- 次の支払先に支払うものとする。
(支払先) 甲の指定する口座

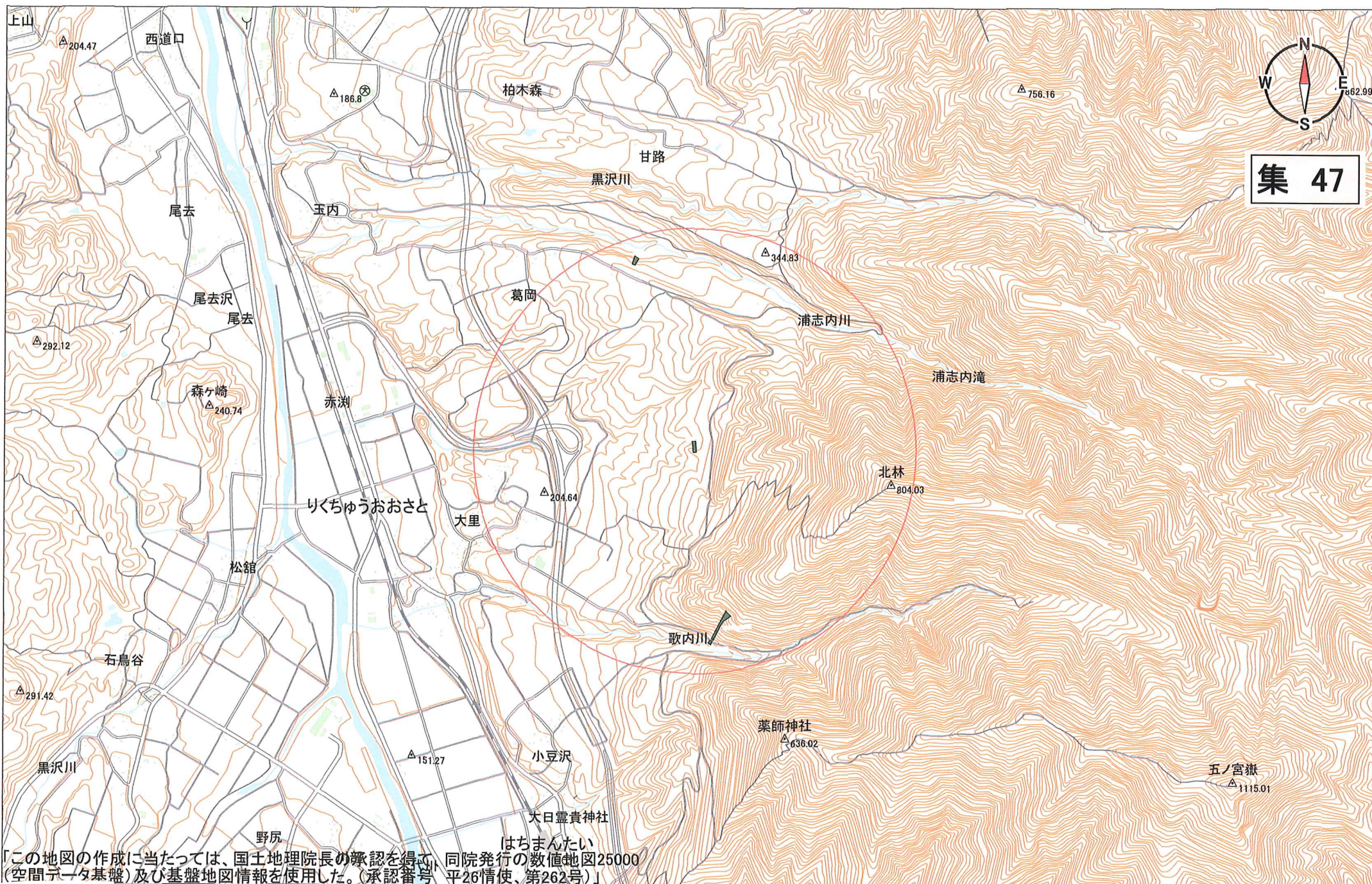
(経営管理実施権が設定されない場合)

<時期>

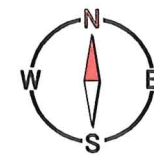
- 乙から甲に対して金銭の支払いは行わない。

<相手方及び方法>

- 乙から甲に対して金銭の支払いは行わない。







集 47

